

大阪高裁で審理が大詰めを迎えた裁判に、全国の自治体の目が向いている。

滋賀県は、労働、収用、選挙管理の三つの行政委員に勤務の日数とかかわりなく月額報酬を支払ってきた。それは、地方自治法に違反するのだろうか。

一月に大津地裁が出した一審判決は月額は違法とし、敗れた滋賀県が「判決は自治体の裁量権を狭くしている」として控訴した。判決後、高知や愛知、福岡などで同じような裁判が起こされ、北海道は4月から収用委員の報酬を月額に改めた。高裁判決は見直しの動きにも影響を与えそうだ。

一番で勝訴した原告は大津市内の弁護士、吉原稔さん。これまでも、農林水産省が滋賀県で計画した永源寺第2ダムは

必要な調査を欠いており違法とした判決や、同県栗東市の新幹線新駅計画で工事費の一部を地方債で賄うのは違法とした判決を、代理人として勝ち取った。

吉原さんは共産党の滋賀県議を約20年務めた。「ムダな公共事業をやめろ」と言い続けたが、県はなかなか応じない。10年前、弁護士一本に戻るとき「行政のあら探しに徹し、判決でムダな事業を止めるのをライフワークに」と考えた。視点はあくまでも一人の生活者として。

反対住民から頼まれたり、自ら裁判を起こしたり。最初から勝算があったり、途中で相手の落ち度を見つけたり。「違法とする法律の条項に気づくのがポイント」と明かす。ことし69歳。そろそろ次の標的を、と思案中だ。(大塚伸之)